

四街道市立栗山小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

平成30年3月一部改定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを絶対に行ってはならない。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(4) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、いじめ防止対策推進法が掲げる基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。また、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行ってはならない。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のためにいじめ対策委員会を設置する。

(2) いじめ対策委員会の役割

月に一度、配慮を要する児童について現状や指導について情報交換を行い、全職員で共通理解を図る。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(3) いじめ対策推進委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、からなる、いじめの取り組みについてのいじめ対策推進委員会を設置する。状況に応じて、関係者、関係機関、地域知識人を加える。

(4) いじめ対策推進委員会の役割

年間5回、定例会議を実施し、いじめの防止についての取り組みを確認する。また、いじめ事案について必要に応じて開催し、いじめ対応、解決に取り組む。開催時には、議事録を作成し保管する。（保管機関は3年間。重大事態については5年間。）

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① 学校のめざす児童像の一つに「思いやる心を持ち、協力しあう子」を掲げ、豊かな感性を育み、相手の立場に立って考えることのできる児童を育てる。
- ② 道徳科を充実させ、全教育活動を通じて道徳的実践力向上を図り、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てる。
- ③ いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」問題であることを、職員一人一人が自覚して取り組む。
- ④ 学校教育全体を通じて、「いじめは絶対に許されない行為である」という考え方を持たせ、この認識を一人一人に浸透させる。校長は、全校集会等で児童に対して周知する。
- ⑤ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に関して児童会組織（代表委員会、各種委員会）等を活用して取り組む。
- ⑥ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講じる。
- ⑦ 学校全体で、暴力や暴言を見逃さない、許さない、起こさせないとともに環境づくりを行う。
- ⑧ 教職員の不適切な発言（差別的、心傷的 等）や体罰がいじめを助長するとともに、児童への悪い手本になることを自覚することをわきまえて教育活動を行う。
- ⑨ 「学校生活アンケート」の実施を行い、児童一人一人の学校生活を把握し課題を解決するよう支援し、いじめを事前に予防する。以下の手順にそって行う。
 - ア 一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取るなど、児童理解を図るために「学校生活アンケート」を実施する。
 - イ このアンケートは毎学期、教育相談の実施にあわせて行う。
 - ウ アンケートの実施に関しては、個人情報の保護に努める。
 - エ アンケートは3年間保存する。
- ⑩ 年度初めに児童や保護者に「いじめ防止啓発リーフレット」を配布し、いじめ防止等に関する保護者の意識啓発を図る。
- ⑪ 特に配慮が必要な児童（発達障害のある児童、外国人児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等）について、教職員が児童個々の特性を理解し、情報共有して、保護者と連携しながら、周囲の児童に対する必要な児童を組織的に行う。
- ⑫ 教職員は、過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高める等、いじめを誘発する等の問題があることを十分に理解して児童の指導にあたる。

(2) 学級経営の充実

- ① 「学校生活アンケート」の結果を生かしたり「ピア・サポート」を実施したりして、児童の実態を十分に把握し、心豊かな集団作りを行いよりよい学級経営に努める。
- ② 分かる・できる授業の実践に努め、児童に自己存在感や自己有用感を持たせ、一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ③ 過度の競争意識、勝利至上主義が児童のストレスを高めることを意識し、学級経営に努める。

(3) 道徳教育の充実

- ① 道徳科の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、いじめ防止を啓発する。
- ② 道徳教育を全ての教育活動において実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ③ 「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育を推進する。

(4) 相談体制の整備

- ① 「学校生活アンケート」実施後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ② いじめ相談窓口を明らかにするとともに、相談ポストの活用を図り、担任以外でも養護教諭や教頭が相談に乗れる教育相談体制の充実に努める。

(5) 児童の自主的、自発的な活動の支援、指導

- ① いのちをたいせつにするキャンペーン、いじめ撲滅キャンペーンをはじめ、児童の自発的な活動を支援する。
- ② 縦割り活動のなかで、協力することや役割を果たすことを経験させる。
- ③ 自分に自信を持たせるとともに、他人を認めてよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ① インターネットを通じて行われるいじめを防ぐための、啓発活動を行う。
(四街道市5つのSNSルール、かきのみあまそうポスターの掲示)
- ② 道徳や学級活動で、インターネット等を通じて行われるいじめについて考える。

(7) 小中一貫の視点から 学校相互間の連携協力体制の整備

- ① 四街道北中学校や近隣幼稚園と情報交換や交流学习を行う。
- ② 教職員間の情報交換を行い、連携、協力して児童生徒の指導を行う。

(8) 点検、評価

- ① 年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ② いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取り組みの状況について学校評価の評価項目に設定し、PDACサイクルに基づいて取り組みの改善を図る。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 学校生活の観察

- ① 児童の生活の様子を観察して、日頃の生活態度の変化に注意し、いじめの早期発見に取り組む
- ② 昼休みや掃除の時間等授業時間以外の児童の人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

(2) いじめ相談、相談窓口の紹介

- ① 児童にいじめに悩んでいたり、心配なことがあったりする時は、担任や教職員に相談するように指導する。話しやすい教職員に相談して良いこと、学校として、

いじめ相談窓口として、教頭（職員室）、養護教諭（保健室）が担当していることを周知する。

- ② 教職員、児童、保護者、地域の方々へ、いじめの相談窓口、「いじめ防止基本方針」を学校だより、ホームページ等で周知する。

（関係機関については、最後に記載）

- ③ 保護者に、いじめにあった場合の子どもの変化の特徴を知らせ、速やかに学校に連絡、相談（連絡帳、電話、来校、家庭訪問要請をするよう啓発する。

（例）急に元気がなくなる。言葉数が減る。服装に泥や汚れがついている。

学用品がなくなる。友だちの話をしなくなる。遊ぶ相手がなくなる。等

(3) いじめの通告

- ① 児童に、いじめを受けている児童を見たりいじめを行っている児童を見たりした時は、担任をはじめ、相談しやすい教職員、保護者等に教えることを指導する。
- ② 児童に、いじめについて、いじめを行っている、いじめを受けていると相談されたり聞いたりした時は、担任をはじめ、相談しやすい教職員、保護者等に教えることを指導する

(4) いじめアンケートの実施

- ① いじめに関するアンケートを学期ごとに行い、分析をする。
- ② 事後、いじめ対策委員会にて情報を共有し、早期解決に向けて取り組む。重大事態の場合は、いじめ対策推進委員会を招集し対応する。
- ③ アンケートの保管期間は3年とする。（重大事態については5年間）

(5) 保護者や地域、関係機関との連携

- ① 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- ② 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ③ 必要に応じて、教育委員会、市役所家庭支援課、中学校や特別支援学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合

- ① 関係児童への事実関係の把握は学年職員複数で対応するなど、組織的に行う。
- ② いじめ加害児童や周辺児童への聞き取り調査をする先には、一方的な見方をすることのないようにする。また、時間経過にそって慎重に事実を把握するとともに場所や時間、聞く児童のグループを考慮するなど留意する。
- ③ 聞き取り調査で得た情報については、記録として残しておく。
- ④ いじめであるか否かの判断は組織的に行う。また不必要であると個人で判断せずに、すべていじめ対策推進委員会に必ず報告・相談する。

(2) いじめの事実が確認された場合

- ① 教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかにいじめ対策推進委員会に報告し、組織的に対応する。
- ② いじめ対策推進委員会を開き、対応を協議する。
- ③ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ④ いじめの調査結果について、被害児童、および保護者へ情報を適切に提供する。

- ⑤ いじめ対策推進委員会は被害児童を支援するための対処プランを策定し、着実に実行する。
- ⑥ 「いじめが解消している」状態については、国基本方針をもとに、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。また、「解消している」状態に至った場合でも、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察を行う。
※解消している状態とは、「いじめに係わる行為が止んでいる状態が継続（3ヶ月を目安）していて、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態をいう。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) いじめの再発を防止

- ① いじめを受けた児童・保護者に対する支援と心のケアを行う。
- ② いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、スクールカウンセラーの活用や一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ④ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行い、いじめの防止を行う。

(4) いじめ加害児童が被害児童や通報者に物理的・精神的圧力をかけることの防止

- ① お互いの家庭への連絡を確実に行う。
- ② 職員全体で情報を共有し、被害児童や通報者の学校生活を学校全体で守る体制をつくる。

(5) 傍観者、観衆への指導

- ① いじめに関する「観衆」や「傍観者」に対して、関心を持たないことがいじめを助長していることを指導する。
- ② 集団がよりよく成長していくためのあり方について指導する。
- ③ いじめを見たり聞いたりした時は、近くの大人に知らせるように具体的行動を指導する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ① 調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）により、適切に実施する。

- ② 重大事態が発生した旨を、四街道市教育委員会に速やかに報告する。一報後、改めて文書により報告する。(認知に係る報告書、調査に係る報告書、事犯により事故報告書)
- ③ 当該事案に対処する「いじめ対策推進委員会」(第三者を含める)を開き、対応について組織的に検討する。
- ④ いじめ対策推進委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 市教育委員会へ、調査結果を文書にて報告する。
- ⑥ 警察への通報など関係諸機関との連携を適切にとる。
- ⑦ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 懲戒措置

校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、いじめ防止対策推進法第二十五条、及び学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を与えるものとする。

(4) いじめ被害児童へのケア

- ① 被害児童が安心して学校に登校できるように、学級担任をはじめ教育相談担当等が窓口となり、安心な学校生活を送れるように支援する。また、必要に応じてスクールカウンセラーを活用して心のケアを行う。
- ② 保護者に対しては、児童の様子等を知らせると同時に、保護者の気持ちや不安によりそい支援する。
- ③ いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取り組みだけではなく、保護者や関係機関と連携を図りつつ、不登校対策の充実にむけて取り組む。

(5) いじめ加害児童への指導

- ① いじめ加害児童に対して、学級担任や生徒指導主任を中心にいじめについて反省さ、被害児童との関係を改善させる。
- ② 思いやる心を育て、集団生活の意義や学校生活をふり返り、意欲的に目標をもっていく態度について指導し、充実した学校生活を送ることができるようにする。
- ③ いじめ加害児童の保護者に対して、友達への接し方、児童へ生活の見直しや意欲ある生活の仕方等について指導できるように、相談、助言する。

7 研修

- (1) いじめ根絶に向けて、いじめに関する校内研修会を実施、職員間でいじめに対する意識の差が出ないようにする。
- (2) 研修を通して、インターネットやSNSのトラブルについて理解し、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

8 その他

- (1) この基本方針は，改定ごとに学校ホームページで公開するものとする。
- (2) この基本方針は，学校評価やいじめに関する調査によって取組を点検するとともに，時代や児童の実態に即したものとするため，随時見直しを行う。
- (3) 詳細は細則に従う。

<別表>

いじめ防止対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ対策推進委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○たてわり班の作成 ○行事を通した人間関係づくり 【入学式】 【一年生を迎える会】	○保護者との情報交換 【授業参観・保護者会】
5月	○四街道市学校警察連絡委員会① ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○行事を通した人間関係づくり 【陸上競技大会】 【運動会練習・運動会】 【縦割り遊び】 【音楽ミニ集会】	
6月	○教育相談週間① (学校生活アンケート) ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○行事を通した人間関係づくり 【水泳学習】 【縦割り遊び】 【音楽ミニ集会】	○保護者との情報交換 【授業参観】
7月	○いじめ防止の確認 【いじめ対策推進委員会】 ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○「いのちを大切にするキャンペーン」	○保護者との情報交換 【家庭訪問】
8月	○いじめ防止研修会	○行事を通した人間関係づくり 【くりっ子サマースクール】	
9月	○いじめ防止取り組み確認 【いじめ対策推進委員会】 ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○学級ルール等の確認 【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり 【5年宿泊学習・校外学習】 【縦割り遊び】 【音楽ミニ集会】 ○あいさつ標語づくり	
10月	○教育相談週間② (学校生活アンケート) ○いじめ防止の確認 【いじめ対策推進委員会】	○行事を通した人間関係づくり 【縦割り遊び】 【校外学習, なかよし集会】 【音楽ミニ集会】	○保護者との情報交換 【授業参観】

	○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】		
11月	○四街道市学校警察連絡委員会② ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○行事を通じた人間関係づくり 【縦割り遊び】 【校内マラソン大会・校外学習】 【音楽ミニ集会】 【6年修学旅行】	○保護者との情報交換 【授業参観】
12月	○いじめ防止の確認 【いじめ対策推進委員会】 ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○行事を通じた人間関係づくり 【合唱コンサート】 【縦割り遊び】 【1年 昔の遊び】 ○「いじめ撲滅キャンペーン」	○保護者との情報交換 【保護者面談】
1月	○教育相談週間③ (学校生活アンケート) ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○学級ルール等の確認 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【縦割り遊び】 【音楽ミニ集会】 【幼少交流会】	
2月	○いじめ防止の確認 【いじめ対策推進委員会】 ○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○行事を通じた人間関係づくり 【音楽ミニ集会】	○保護者との情報交換 【授業参観・保護者会】
3月	○児童に対する情報交換 【いじめ対策委員会】	○行事を通じた人間関係づくり 【6年生を送る会】 【卒業式】	

【関係機関の相談窓口】

- ◆市青少年育成センター 0 4 3—4 2 1—7 8 6 7
- ◆四街道市教育委員会サポート室 0 4 3—4 2 1—7 8 6 9
- ◆四街道市市役所（家庭支援課） 0 4 3—4 2 1—6 1 2 4
- ◆千葉県子どもと親のサポートセンター 0 1 2 0—4 1 5—4 4 6
- ◆24時間子供SOSダイヤル 0 1 2 0—0—7 8 3 1 0
- ◆子どもの人権110番 0 1 2 0—0 0 7—1 1 0
- ◆ヤング・テレホン 0 1 2 0—7 8 3—4 9 7
- ◆千葉いのちの電話 0 4 3—2 2 7—3 9 0 0
- ◆チャイルドライン千葉 0 1 2 0—9 9—7 7 7 7

